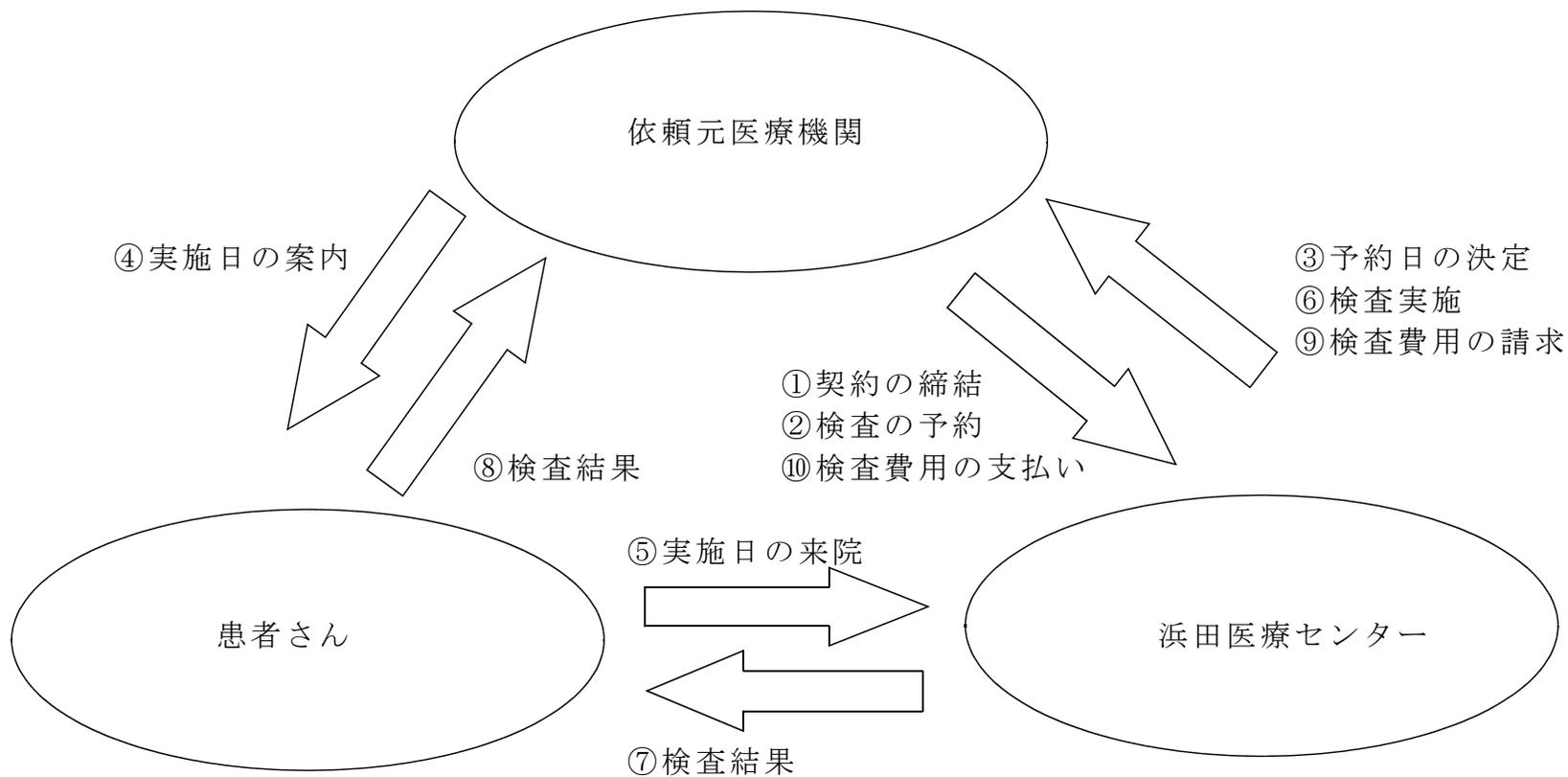


## 骨塩定量検査委託の実施について

骨塩定量検査について、開業医の先生方からの依頼により、検査のみ実施をして結果をお返しする方式です。  
※検査実施に係るおおまかな流れ



検査の診療報酬については、依頼元の医療機関より患者さん・審査支払機関へご請求ください。  
その際、レセプトには「画診共同」と記入願います。